

予防疫種法施行規則及び予防疫種実施規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○予防疫種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（予防疫種の対象者から除かれる者）</p> <p>第二条 予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防疫種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防疫種を受けたことのある者</p> <p>八 （略）</p> <p>（インフルエンザの予防疫種の対象者）</p> <p>第二条の二 令第一条の三第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>（高齢者の肺炎球菌感染症の予防疫種の対象者）</p> <p>第二条の三 令第一条の三第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>（長期にわたり療養を必要とする疾病）</p>	<p>（予防疫種の対象者から除かれる者）</p> <p>第二条 予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の二第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>（インフルエンザの予防疫種の対象者）</p> <p>第二条の二 令第一条の二第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（長期にわたり療養を必要とする疾病）</p>

第二条の四 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(特別の事情)

第二条の五 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(特定疾病)

第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H i b感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(予防接種に関する記録)

第二条の七 (略)

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
(略)	(略)	(略)
ヒトパピロー マウイルス感 染症	(略)	(略)
水痘	アナフィラキシー 血小板減少性紫斑病	四時間 二十八日

第二条の三 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(特別の事情)

第二条の四 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(特定疾病)

第二条の五 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H i b感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(予防接種に関する記録)

第二条の六 (略)

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
(略)	(略)	(略)
ヒトパピロー マウイルス感 染症	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

	インフルエンザ	肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	<p>その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの</p>	(略)	<p>アナフィラキシー ギラン・バレー症候群 血小板減少性紫斑病 蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）</p>	<p>その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの</p>
<p>予防接種との関連性が高いと医師が認める期間</p>	(略)	<p>四時間 二十八日 二十八日 七日</p>	<p>予防接種との関連性が高いと医師が認める期間</p>		インフルエンザ	(新設)
	(略)	(新設)			(略)	(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 麻疹及び風しんの予防接種（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 日本脳炎の予防接種（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 結核の予防接種（第十六条）</p> <p>第六章 Hib感染症の予防接種（第十七条）</p> <p>第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条）</p> <p>第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条）</p> <p>第九章 水痘の予防接種（第二十条）</p> <p>第十章 インフルエンザの予防接種（第二十一条）</p> <p>第十一章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（予防接種を受けることが適当でない者）</p> <p>第六条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第二条第二号から第八号までに掲げる者とする。</p> <p>（臨時の予防接種）</p> <p>第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十一章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 麻疹及び風しんの予防接種（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 日本脳炎の予防接種（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 結核の予防接種（第十六条）</p> <p>第六章 Hib感染症の予防接種（第十七条）</p> <p>第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条）</p> <p>第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条）</p> <p>第九章 インフルエンザの予防接種（第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（予防接種を受けることが適当でない者）</p> <p>第六条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第二条第二号から第七号までに掲げる者とする。</p> <p>（臨時の予防接種）</p> <p>第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症又はインフルエンザの臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第九章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体</p>

の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に依じて決定しなければならぬ。

第六章 Hib感染症の予防接種

(接種の方法)

第十七条 (略)

2 (略)

3 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。)第一条の第三項に規定するところにより、Hib感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Hib感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第十八条 (略)

2 (略)

3 令第一条の第三項に規定するところにより、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)の予防接種を受けることができなかったと認められ、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後二十四日に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第九章 水痘の予防接種

(接種の方法)

ければならぬ。

第六章 Hib感染症の予防接種

(接種の方法)

第十七条 (略)

2 (略)

3 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。)第一条の第二項に規定するところにより、Hib感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Hib感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第十八条 (略)

2 (略)

3 令第一条の第二項に規定するところにより、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)の予防接種を受けることができなかったと認められ、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後二十四日に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

(新設)

第二十条 水痘の定期の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを三
月以上の間隔において二回皮下に注射するものとし、接種量は、
毎回〇・五ミリリットルとする。

第十章 インフルエンザの予防接種

(接種の方法)

第二十一条 インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザ
HAワクチンを毎年度一回皮下に注射するものとし、接種量は、
〇・五ミリリットルとする。

第十一章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第二十二条 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定
期の予防接種は、二十三価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワク
チンを一回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、〇・
五ミリリットルとする。

附則

(麻しん及び風しんの第三期予防接種)

第二条 令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の第三
項(以下「読替え後の令第一条の三第一項」という。)の規定
による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン
又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射する
ものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第三期の
予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風
しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇
・五ミリリットルとする。

3 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しん

(新設)

第九章 インフルエンザの予防接種

(接種の方法)

第二十条 インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザH
Aワクチンを毎年度一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇
・五ミリリットルとする。

(新設)

(新設)

附則

(麻しん及び風しんの第三期予防接種)

第二条 令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の第二
項(以下「読替え後の令第一条の二第一項」という。)の規定
による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン
又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射する
ものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替え後の令第一条の二第一項の規定による風しんの第三期の
予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風
しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇
・五ミリリットルとする。

3 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しん及び風しん

について同時に行う第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(麻しん及び風しんの第四期予防接種)

第三条 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて予防接種法施行令第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十五条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

について同時に行う第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(麻しん及び風しんの第四期予防接種)

第三条 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替え後の令第一条の二第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十五条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

